

特定非営利活動法人 環境防災総合政策研究機構  
環境・防災研究所

研究活動の不正に係る調査の手続き等に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 環境防災総合政策研究機構(以下「CeMI」という) 環境・防災研究所(以下「研究所」という)における研究活動上の不正使用防止等に関する規程(以下「不正防止規程」という)第8条第3項の規定に基づき、研究活動の公正性を確保するため、不正が疑われる場合の調査の手続き等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公的研究費とは、不正防止規程第2条(1)に規定する研究費をいう。
- (2) 不正行為とは、不正防止規程第2条の2に規定する行為をいう。
- (3) 最高管理責任者は、不正防止規程第3条の1の(1)に規定する者とする。
- (4) 統括管理責任者は、不正防止規程第3条の1の(2)に規定する者とする。

(告発窓口)

第3条 研究活動における不正行為に関する告発(以下「告発」という)等を受付ける窓口(以下「窓口」という)は総務部とする。

第3条の2 総務部は、告発に関する事前又は事後の相談を受付けることができる。

(告発等の取扱い)

第4条 公的研究費及び研究活動の不正の疑いがあると思料する者は、何人も告発をすることができる。

第4条の2 受付は、封書、ファクシミリ、電子メール、電話、面談等の方法によるものとする。

第4条の3 告発は、原則として、不正を行ったとする研究者の氏名又は名称、不正の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていないなければならない。

第4条の4 窓口は、前項の一部又は全部に不備があるときは、当該告発の内容について、告発を行った者(以下「告発者」という)に対して確認又は補正の指示をすることがある。

第4条の5 窓口は、告発を受付けたときは、速やかに統括管理責任者に報告する。

第4条の6 統括管理責任者は、前項の報告を受けたときは、第1項から第4項までの規定による告発の要件の具備を確認の上、予備調査を実施し、速やかに当該内容を最高管理責任者に報告する。

第4条の7 最高管理責任者は、告発内容の合理性、調査可能性等について確認し、告発の時から概ね60日以内に、本調査の要否を判断しなければならない。

第4条の8 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知し、また、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る研究費の配分機関及び告発者の求めに応じ開示するものとする

第4条の9 最高管理責任者は、6項の報告を受け、告発された行為が行われている可能性、告発の際に示された科学的かつ合理的理由の論理性等、告発の内容の合理性及び不正の可能性について調査が必要と判断したときは、直ちに不正調査委員会(以下「調査委員会」という)を設置して事実関係を調査しなければならない。

第4条の10 告発の受付及び調査を担当する者は、自己と利害関係のある事案に関与してはならない。

(匿名告発等の取扱い)

第5条 前条に定めるもののほか、匿名による告発があった場合、あるいは新聞等の報道機関や学会等の研究者コミュニティーその他機関から不正行為の疑いが指摘された場合は、告発の内容に応じ、顕名による告発に準じた取扱いをすることができる。

第5条の2 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという告発については、窓口はその内容を速やかに確認及び精査し、相当の理由があると認めたとときは、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告し、被告発者に対して警告を発する。

(告発者及び被告発者の取扱い)

第6条 最高管理責任者は、告発の内容及び告発者の秘密を守るため、個室での面談又は電話若しくは電子メール等を担当職員以外に見聞できないよう、適切な方法を講じなければならない。

第6条の2 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発の内容及び調査内容について、調査結果の公表まで告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に遺漏しないよう、秘密の保持を徹底しなければならない。

第6条の3 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が遺漏した場合は、告発者及び被告発者の了解を得た上で、当該告発に係る事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責めに帰すべき事由により遺漏したときは、この限りではない。

(告発者の保護)

第7条 最高管理責任者は、告発をしたことを理由として、当該告発者の職場環境等が悪化することがないように、適切な措置を講じなければならない。

第7条の2 研究所職員は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(悪意による告発への対応)

第8条 最高管理責任者は、悪意に基づく告発を防止するため、告発者に調査の協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく告発であったと判明した場合は、氏名の公表、懲戒処分、刑事告発があり得ることを周知する。

第8条の2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発

をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない。

第8条の3 第4条の9の規定により設置した調査委員会の調査によって、当該告発が悪意によるものと認められたときは、最高管理責任者は当該告発者に対し、本条1に規定する措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第9条 本調査を行う場合、当該事案に係る研究費の配分機関及び文部科学省に調査方針、調査対象及び方法等を報告し、協議しなければならない。

第9条の2 本調査の実施が決定された場合、45日以内に本調査が開始されなければならない。

第9条の3 調査委員会の構成は次に掲げる者とし、研究所に属さない外部有識者を半数以上含むものとする。ただし、公正かつ透明性の確保の観点から、当該告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 総務部長
- (3) 研究所に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）
- (4) その他統括管理責任者が指名する者

第9条の4 調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

第9条の5 調査委員会は、調査の対象となる者に対して関係資料の提出、事実の証明及びその他調査を実施する上で必要な書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、次の各号に掲げる事項について関係者からのヒヤリングを実施し、速やかに告発の内容の調査を実施する。

- (1) 支出に係る証拠書類の収集、分析
- (2) 支出の相手方業者からの事情聴取、各種伝票の収集及び分析
- (3) 研究所規程及び公的研究費配分機関の使用ルールとの整合性の調査
- (4) 告発の際示された科学的かつ合理的理由の論理性の調査
- (5) 当該研究に係る論文や生データ等の各種資料の精査
- (6) その他必要となる事項の調査

第9条の6 調査委員会は、被告発者が調査委員会から再現性を示すことを求められた場合又は自らの意思によりそれを申し出た場合は、それに要する期間及び機会を保障するものとする。

第9条の7 調査委員会は、調査の実施にあたり、被告発者に対して弁明の機会を与えなければならない。

第9条の8 調査委員会は、関係資料の提出その他調査の実施上必要な協力を求めることができる。

第9条の9 調査委員会は、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の中間報告を当該資金配分機関に提出することができる。

第9条の10 調査委員会は告発をされた事案に係る研究活動に関して、証拠となるような

関係資料等の保全を行うことができる。

第9条の11 調査委員会は、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が本調査の遂行上必要な範囲外に遺漏することがないように十分配慮するものとする。

(調査の協力義務)

第10条 研究所職員は第9条の5の規定により調査の実施上必要な協力を求められた場合は、正当な理由なくこれを拒否することができない。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第11条 本調査において、被告発者が告発内容を否認する場合には、証拠となる資料、関係書類等を示して説明しなければならない。

(認定)

第12条 調査委員会は、本調査により得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断し、不正行為が行われたか否かを調査の開始後概ね150日以内に判定し、不正行為と認定した場合はその内容及び不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。

第12条の2 調査委員会は、前項に規定する認定において、不正行為が行われなかったと認定される場合であって、本調査を通じて申立てが悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。この場合において、当該認定を行うにあたっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(不服申立て)

第13条 不正行為と認定された被告発者又は悪意に基づくものと認定された告発者(被告発者の不服申立てによる再調査の結果、悪意に基づく告発をしたものと認定された者を含む。以下同じ。)は、窓口を通じ、当該通知を受けた日から起算して30日以内に統括管理責任者に対して不服申立てを行うことができる。

第13条の2 前項の規定にかかわらず、不服申立ての趣旨が調査委員会の構成等、その公平性に係るものであるときは、その理由を付して最高管理責任者に対して不服申立てを行うものとする。

第13条の3 最高管理責任者は、不服申立てがあった場合は、不服申立ての対象となった調査委員会委員に代えて、他の者を委員とすることができる。また、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

第13条の4 最高管理責任者は、不服申立てがあった場合、その旨を告発者、被告発者、被告発者が研究所以外の機関にも所属している場合はその所属機関、その事案に係る配分機関及び文部科学省に通知する。

第13条の5 統括管理責任者は、不服申立てがあった場合は調査委員会において、当該不服申立ての審査を行う。第13条の6 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案

し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。その上で、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。

第13条の7 当該不服申立ての審査の結果、不服申立てを却下、もしくは再調査を行うことと決定した場合、その旨を、その事案に係る配分機関及び文部科学省に通知する。

第13条の8 再調査を開始した場合は、当該告発者から先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。ただし、その協力が得られないときは、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。

第13条の9 調査委員会は、再調査を開始した場合、第12条の調査結果を覆すか否かを決定し、当該不服申立てを受けた日から概ね50日以内に再調査の結果をCeMI理事長及び最高管理責任者に報告する。

第13条の10 最高管理責任者は、前項の調査結果を告発者、被告発者、被告発者が研究所以外の機関に所属している場合はその所属機関、告発された研究に係る研究費の配分機関及び文部科学省に通知する。

(調査結果の通知及び公表)

第14条 最高管理責任者は、調査委員会において不正行為が行われたと認定した場合は、速やかに調査結果について、次の各号に掲げる事項を公表する。ただし、告発等がなされる前に取り下げられた論文等において研究活動上の不正行為があったと認定されたときは、当該研究活動上の不正行為に係る者の氏名及び所属を公表しないことができる。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名及び所属
- (2) 不正行為の内容
- (3) 公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の職・氏名
- (5) 調査の方法及び手順
- (6) その他最高管理責任者が必要と認める事項

第14条の2 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定した場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等の故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表することができる。

第14条の3 最高管理責任者は、前項の認定において、悪意に基づく告発との認定があったときは、告発者の氏名、所属及び悪意に基づく告発と認定した理由を公表する。

第14条の4 最高管理責任者は、速やかに、調査結果を告発者、被告発者、被告発者が研究所以外の機関に所属している場合はその所属機関、告発された研究に係る研究費の配分機関及び文部科学省に、当該調査結果を通知するものとする。

(調査中における一時的措置)

第15条 最高管理責任者は、調査委員会における調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(不正行為と認定された者の措置)

第16条 最高管理責任者は、次の各号に掲げるいずれかに認定された研究者に対して、就

業規則その他関係規程等に従い必要な処分を行うとともに、直ちに当該研究費の使用中止を命ずる。

(1) 不正行為と認定された被告発者

(2) 不正行為への関与が認定された研究者又は関与したとまでは認定されないが不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された研究者

(3) 告発が悪意によるものと認定された告発者

第16条の2 最高管理責任者は、前項(1)及び(2)に規定する者(以下「被認定者」という)に対し、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。

第16条の3 最高管理責任者は、被認定者に対し、直ちに当該研究に係る研究費の使用中止を命じ、極めて悪質な不正行為の場合は、当該研究に配分された研究経費の全額を返還させることができる。

第16条の4 研究所に勤務する告発者について、告発が悪意に基づくものであることが認定された場合、最高管理責任者は、就業規則その他関係規程等に従い必要な処分を行う。

(不正行為が行われなかったと認定された者の措置)

第17条 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定された者については、その名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるとともに、研究費の支出の停止を解除するものとする。

(処分)

第18条 第16条の1の各号に規定する者に対する処分は、不正行為の内容に応じて最高管理責任者が行う。

(関係機関への通知、報告)

第19条 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わるその他の競争的資金等における管理・監査体制の実施、再発防止策等を含む最終報告書を研究費の配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を研究費の配分機関に提出する。

第19条の2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正行為の事実が一部でも確認された場合には、速やかに調査委員会に認定させ、研究費の配分機関に報告しなければならない。

第19条の3 最高管理責任者は、前項のほか、資金配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を提出しなければならない。

第19条の4 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、資金配分機関から求めがあった場合には、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(他機関の調査への協力)

第20条 他機関で告発され、告発された事案に係る研究活動が研究所で行われていた場合、

最高管理責任者は、他機関の調査委員会の要請に応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような関係資料等の保全を行うことができる。

(雑則)

第21条 この規程に定めのない事項については、別途、協議のうえ取扱うものとする。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。